

東京都吹奏楽コンクール実施規定

(総 則)

第1条 本大会は、各部門連盟から選出された吹奏楽団体が参加して、全日本吹奏楽コンクール及び東日本学校吹奏楽大会の3週間前までに実施する。

第2条 実施会場など必要事項は、その年度ごとに理事会で決定する。

第3条 出演順序は、各部門で決定したとおりとする。ただし、部門日程・順序は、理事会で決定する。

第4条 選出母体となる部門連盟は次のとおりとする。

- (1) 東京都小学校吹奏楽連盟
- (2) 東京都中学校吹奏楽連盟
- (3) 東京都高等学校吹奏楽連盟
- (4) 東京都大学吹奏楽連盟
- (5) 東京都職場吹奏楽連盟
- (6) 東京都一般吹奏楽連盟

(実施部門)

第5条 実施部門は次のとおりとする。

- (1) 小学生の部
- (2) 中学生の部
- (3) 高等学校の部
- (4) 大学の部
- (5) 職場・一般の部

(部門代表)

第6条 東京都吹奏楽コンクールに各部門連盟より選出する団体数は、次のとおりとする。なお、各部門連盟は、原則として東京都吹奏楽コンクール開催日の2週間前までにコンクールを実施し、代表団体を東京都吹奏楽連盟に報告する。

- (1) 小学生の部 6 団体
- (2) 中学生の部 1 4 団体
- (3) 高等学校の部 1 2 団体
- (4) 大学の部 8 団体
- (5) 職場・一般の部 1 2 団体

ただし、職場・一般の部においては、職場吹奏楽連盟・一般吹奏楽連盟より各1団体は必ず選出する。

(参加規定)

第7条 各部門の参加人員は、全日本吹奏楽コンクール実施規定第6条及び東日本学校吹奏楽大会実施規定に指定された人員とする。

- (1) 小学生の部 自由
- (2) 中学生の部 50名以内
- (3) 高等学校の部 55名以内
- (4) 大学の部 55名以内
- (5) 職場・一般の部 65名以内

ただし、部門予選の申込人員を超えることは出来ない。なお、指揮者はこの人員に含まれない。

第8条 各部門の参加資格・参加形態は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、中学生以上の部については、年齢は問わない。

- (1) 小学生の部

構成メンバーは同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。なお、全日本小学生バンドフェスティバル東京都大会と東日本学校吹奏楽大会予選に重複して参加することはできない。

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態

- ② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
- ③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態
- ② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
- ③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※上記(1)(2)の小学生とは、学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。また、中学生とは、学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

(3) 高等学校の部

同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

(4) 大学の部

同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般の部

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第9条 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるのは、1団体とする。なお、小学生部門・中学生部門については、部門大会と同一人とする。

2 課題曲と自由曲は同一人が指揮すること。なお、参加人員の楽器奏者となることはできない。

3 あらかじめ届け出た指揮者を、病気、事故等により止むを得ず変更するときは、大会開始までに届け出て、理事長の承認を得なければならない。

第10条 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏)

第11条 参加団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲は楽譜どおりに演奏すること。もし、当日あるいは事後に疑義が判明したときは、失格とする場合がある。課題曲については、全日本吹奏楽コンクール実施規定第2条にて決定された課題曲とする。

2 小学生部門は自由曲のみとする。

第12条 編成は次のとおりとする。

- (1) 課題曲は、スコアに指定された編成とする。
- (2) 自由曲の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハーブの使用は認める。
- (3) 自由曲での歌声については、スカット・ハミングを認めるが、歌詞は認めない。
- (4) 小学生部門は金管バンドも認める。

第13条 課題曲と自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

第14条 課題曲と自由曲は、部門の予選で演奏したものとする。

第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受け、許諾書の写しを提出する。なお、許諾書の写しを提出しないで本大会に出場することは認めない。

- (注) (1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
(2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社および編曲者)が行っている。
(3) 自由曲で未出版の作・編曲作品を演奏する場合は、作・編曲者の許諾書を添付すること。

第16条 演奏時間は12分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

- 2 小学生部門は7分以内とする。

第17条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(審査・表彰)

第18条 審査員は第1事業部会において推薦し、常任理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

- 2 審査員の人数は、原則として7名とする。

- 3 審査方法は、第1事業部会で審議し、理事会の承認を必要とする。

第19条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかとし、その決定は、理事長と理事長が委嘱した判定委員会(副理事長・第1事業部長・該当部門理事長)が行う。

(支部代表)

第20条 全日本吹奏楽コンクール及び東日本学校吹奏楽大会へ選出する団体数は、全国大会支部代表数設定基準に基づいて示された団体数及び東日本学校吹奏楽大会企画委員会から示された団体数とする。

(その他)

第21条 本大会実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことが出来る。また、賞状・賞品の贈与を受けることが出来る。

第22条 その他、開催上の細目については、第1事業部会が定める。

第23条 この規定は、理事会の議決により改定することが出来る。

(附 則)

1 この東京都吹奏楽コンクール実施規定は、昭和60年4月27日から施行する。

2 改定 昭和63年9月20日(第11条)

3 改定 平成10年4月17日(第3・4・5・6・7・11・12・16・20・21条)

4 改定 平成11年6月23日(第20・21条、第25条→23条)

5 削除 平成11年6月23日(第旧23・24条)

6 改定 平成13年3月13日(第9条・11条・17条・18条・20条・21条)

7 改定 平成14年4月19日(第15条 注2、3)

8 改定 平成15年3月11日(第6条・7条)

9 改定 平成16年3月16日(第11条・19条)

10 改定 平成18年1月20日(第20条・21条)

11 改定 平成19年8月29日(第11条・20条)

12 改定 平成20年4月22日(第20条・21条)

13 改定 平成21年3月27日(第5条・6条・7条・20条・21条)

14 改定 平成22年8月26日(第20条)

15 改定 平成24年3月22日(第12条・21条)

16 改定 平成25年3月13日(第9条)

17 一部削除 平成26年4月25日(第7条)

改定 平成26年4月25日(第11条)

18 改定 平成29年4月25日(第4・6・9条)

19 改定 令和6年4月23日(第5条・6条・7条・8条・9条・10条・11条・14条・15条・19条・20条・22条)